

# 医療法人の理事長要件の見直し (国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業)

## ● (国家戦略特別区域法 第14条の2)

### 規制改革の内容

#### 特例措置前

医師又は歯科医師以外の者を理事長に選任する場合、都道府県知事は、医療審議会の意見を聴き、個別判断で選任することとなっている

#### 特例措置

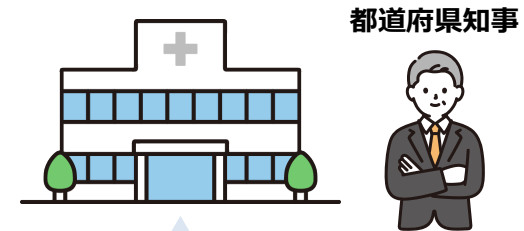
医師等以外の者の理事長の認可基準<sup>※</sup>を明確化し、医療審議会の意見聴取も不要にする

#### 効果

医療法人の運営の柔軟性を高め、適切な医療を提供することを促進

### 規制改革の概要

医師等以外の者であっても、認可基準に適合すれば、  
医療審議会の意見聴取なしで理事長に選任



#### 理事長候補

医師



歯科医師



医師等以外の者



#### 認可基準<sup>(※)</sup>

次のいずれかに該当すれば選任可能

- 社会医療法人又は特定医療法人
- 地域医療支援病院又は病院機能評価による認定を受けた病院
- 医療法人の理事経験2年以上